

○あらまし

https://www.kepco.co.jp/energy_supply/energy/newenergy/wind/pdf/outline.pdf

(仮称)古平・余市ウィンドファーム事業

環境影響評価方法書のあらまし



2023年11月

関西電力株式会社

はじめに

■方法書とは

環境影響評価方法書(以下、方法書とする)とは、事業の実施が自然環境・生活環境に与える影響を評価するに当たり(環境影響評価=環境アセスメント)、どのような項目について、どのような方法で実施していくのかという計画を示したものです。方法書を作成し、環境影響を評価する項目や方法を確定するに当たっては、環境影響評価法に基づき、環境保全の見地からの意見を有する者(一般の方等)や、地方公共団体などの意見を聴く手続きが設けられています。

■あらましについて

本あらましは、(仮称)古平・余市ウィンドファーム事業に係る事業計画や環境影響評価手続きの概要について、方法書に記載された内容に基づき、住民の皆さんに分かりやすくお伝えすることを目的として作成したものです。

目 次

- | | |
|----------------------|-------|
| 1. 対象事業の目的と内容 | … P2 |
| 2. 配慮書から方法書にかけての見直し | … P4 |
| 3. 対象事業実施区域及びその周囲の概況 | … P5 |
| 4. 環境影響評価項目の選定 | … P6 |
| 5. 調査及び予測の手法 | … P7 |
| 6. 評価の手法 | … P11 |
| 7. 今後の環境アセスメント手続き | … P11 |



事業目的

風力発電をはじめとする再生可能エネルギーは、東日本大震災以降に見直されたエネルギー基本計画において、「有望かつ多様で重要な低炭素の国産エネルギー源」として位置付けられ、従来の化石燃料に変わるエネルギー供給源として、その積極的な導入が期待され、風力発電については、経済性を確保できる可能性のあるエネルギーであることから、導入加速に向けた各種課題を解決する取組みが進められてきました。

2050年カーボンニュートラル及び新たな温室効果ガス排出削減目標の実現に向け、令和3年10月に閣議決定された「第6次エネルギー基本計画」では、エネルギー政策の原則であるS+3E※を前提に、電力部門の脱炭素化に向け、再生可能エネルギーの主力電源化を徹底し、国民負担の抑制と地域との共生を図りながら最大限の導入を促すこととされています。

本事業は、風況が良好と考えている北海道古平郡古平町及び余市郡余市町において陸上風力発電事業を計画及び実施し、再生可能エネルギーである風力による電気を供給することにより、地球温暖化防止、わが国のエネルギー自給率の向上への寄与、風力発電を通じた地域の活性化への貢献及び地域との共存を目指して取り組むものです。

※S+3Eとは、安全性(Safety)を大前提として、安定供給(Energy Security)、経済効率性(Economic Efficiency)、環境適合(Environment)を同時に実現する考え方。

対象事業実施区域※
(古平町 / 余市町)

※対象事業実施区域とは、ヤード等の造成が想定される風力発電機の設置想定範囲や、新設のアクセス道路、拡幅等の改变が想定される周辺の既設道路(林道等)を包含する形で設定したエリアを示します。

改変可能性のある範囲を全て含めて示したものであり、実際の改変範囲は必要最小限にとどめます。





事業の規模・風力発電機の概要

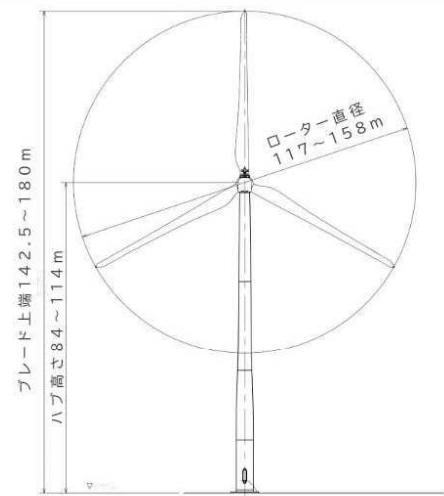
面積*	約1,408ha(約360ha)
発電所総出力	最大75,600kW
単機出力	4,200~6,100kW
発電機の基数	最大18基

*対象事業実施区域の面積を示します。また()内は、風力発電機設置想定範囲の面積を示します。

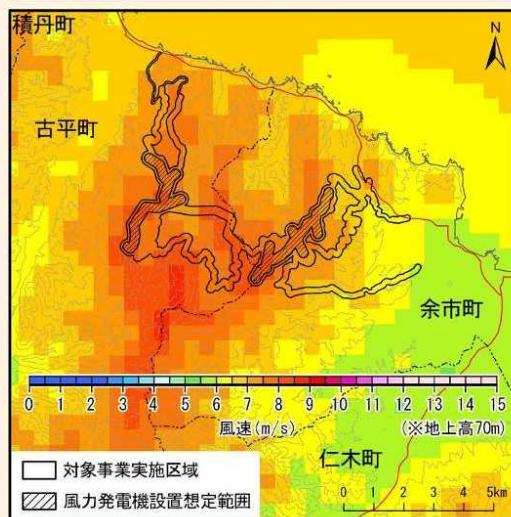
事業エリアの選定理由

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)の「局所風況マップ」(下図)によると、対象事業実施区域は年平均風速がおおむね6.5m/s以上であり、周辺の一般道路や林道の整備状況、地形条件からも風力発電事業に適したエリアと考え選定しています。

風力発電機の概要(外形図(予定))



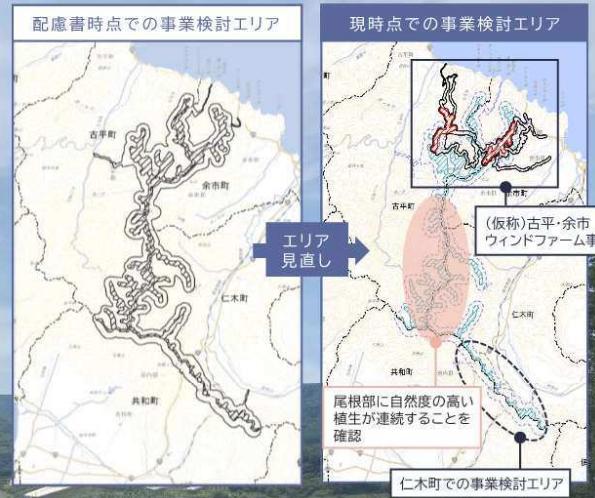
風況の状況



2

配慮書から方法書にかけての見直し

当社は、2022年5月に「(仮称)古平・仁木・余市ウンドファーム事業」に係る計画段階環境配慮書を提出しました。その後の各種検討に基づいて事業検討エリアを見直した結果、地理的に離れた二つのエリアとなったこと等から、それぞれのエリアは別々の事業として検討することとし、このたび古平・余市エリアの事業について、「(仮称)古平・余市ウンドファーム事業」と名称を変更したうえで方法書を提出したものです。



事業計画の見直しは、以下のフローのとおり行いました。

方法書では、配慮書で検討した計画段階配慮事項、配慮書に対する経済産業大臣意見、環境大臣意見、ならびに北海道知事意見等を勘案するとともに、配慮書送付以降の事業計画の検討状況を踏まえ、対象事業実施区域及び風力発電機設置想定範囲を設定しました。

■ 見直し検討フロー

① 北部エリア及び南部エリアへの絞り込み

- 1) 自然度の高い植生エリアの回避
- 2) 鳥獣保護区、特別保護地区の回避

② 北部エリアを対象事業実施区域として設定

南部エリアは別事業として検討

③ 北部エリア内での検討(事業計画の検討)

自然植生ができる限り避けるように絞り込んだほか、既存の林道や活用可能性のある遊休地等のエリアを追加

④ 北部エリア内での検討(その他留意事項等への配慮)

その他法令等の制約、環境保全ならびに防災計画上の留意が必要な区域、施設等への配慮に基づき、エリアを調整

■ 植生自然度



対象事業実施区域及びその周囲の概況

3



環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を検討するに当たって必要と考えられる範囲を対象に、既存文献等により自然的・社会的状況について調査しました。

本誌ではその中で住民の皆さんに身近な「重要な自然環境のまとまりの場」、「住居等の状況」及び「防災関係」の状況についてご紹介します。

自然的状況

大気環境、水環境、土壤及び地盤
地形及び地質、動植物、生態系、景観
人と自然との触れ合いの活動の場、
放射性物質

社会的状況

人口及び産業、土地利用、
河川・湖沼・海域・地下水利用、
交通、学校・病院・住宅等配置、
下水道の整備、廃棄物、
法令等による指定地域等

重要な自然環境のまとまりの場

対象事業実施区域には保安林が含まれますが、鳥獣保護区、自然公園（ニセコ積丹小樽海岸国定公園）との重複はありません。

■重要な自然環境のまとまりの場



風力発電機設置想定範囲から最寄りの住居等までの距離は約1.5km、また学校等、病院等及び福祉施設については、約2.3kmの離隔距離となっています。

■住居等の施設の状況



防災関係

対象事業実施区域及びその周囲における国土防災に係る指定区域等のうち、土石流危険渓流及び崩壊土砂流出危険地区の一部が対象事業実施区域と重複しておりますが、それ以外については回避する計画としています。

■凡例

■ 砂防指定地	■ 山地灾害危険地区
■ 急傾斜地崩壊危険区域	■ 崩壊土砂流出危険地区
■ 地すべり防止区域	■ 山腹崩壊危険地区
土砂灾害警戒区域	■ 地すべり危険地区
■ 特別警戒区域(急傾斜地の崩壊)	■ 土砂灾害危険箇所
■ 警戒区域(急傾斜地の崩壊)	■ 土石流危険渓流
■ 特別警戒区域(土石流)	■ 土石流危険区域
■ 警戒区域(土石流)	■ 急傾斜地崩壊危険箇所
■ 警戒区域(地すべり)	■ 地すべり危険箇所

■国土防災に係る指定区域等

